

県が締結する契約に関する条例の概要について

I 条例制定の経緯・背景

1 公契約法・条例とは

○ 「公契約」: 一般に、当事者の少なくとも一方が、国や地方自治体などの公の機関となっている、公共工事や業務委託などの契約

※ 国際労働機関(ILO)の「公契約における労働条項に関する条約」(1949年、第94号条約。C094 - Labour Clauses (Public Contracts) Convention, 1949 (No. 94))に由来。英文中の Public Contractsを日本語に訳したもの

【ILO第94号条約の概要】(1949年採択)

ア 当事者の少なくとも一方が公の機関であり、公の機関による資金の支出と契約の他方の当事者による労働者の使用を伴い、①土木工事の建設、変更、修理若しくは解体、②材料、補給品若しくは装置の製作、組立て、取扱若しくは発送、又は③労務の遂行若しくは提供に対する契約に適用。

イ 批准国は、対象となる公契約について、同一地域の同一性質の労働に対するものに劣らない、より有利な賃金、労働時間その他の労働条件を関係労働者に確保する労働条項を挿入しなくてはならない。

【批准国】

フランス、イタリア、マレーシア・サバ州、マレーシア・サラワク州、フィリピン、シンガポールなど、62か国・地域(英国は破棄、米国及び日本は未批准)

○ 「公契約法・条例」: 公契約の条項に、当該公契約による事業に従事する労働者の賃金等の労働条件の基準を定める「労働条項」などを盛り込むことによって、労働者の適正な労働条件の確保や公共サービスの安定的な供給・質の確保等を図ろうとする法律・条例

2 公契約を取り巻く状況

ア 公契約の透明性・競争性の確保の要請

契約の透明性等のための改善

イ 工事やサービス、物品の質の向上の要請

一般競争入札の拡大に伴う価格競争の激化による工事やサービスの質の低下の批判と質の向上の要請

ウ 公契約の相手方に求められる社会的責任の拡大

県から発注を受ける企業における社会的責任(CSR)遂行への期待

エ 復興工事の本格化に伴う環境の変化

- ・ 建設業労働者の平均賃金の伸び悩み
- ・ 労働災害の発生の増加

本県の労働者の平均賃金（各年6月分の現金給与月額）

（単位：千円）

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全産業（男性）	289.8	284.2	279.7	278.4	286.5
建設業（男性）	273.9	275.4	250.9	258.5	253.6

※ 資料出所：厚生労働省「平成22年・23年・24年・25年・26年賃金構造
基本統計調査」
10名以上の企業規模を対象

本県の労働災害の発生状況

(単位：人)

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
休業4日以上の死傷者数	1,222	1,280	1,367	1,458	1,478
死亡者数	17	18	16	19	26

※ 資料出所：岩手労働局「平成25年における岩手の安全衛生」、
「平成26年労働災害発生状況」

3 公契約の活用による政策推進(公契約に対する社会的要請の多様化)

(1) 国の法律の制定等

ア 国等による環境物品等の調達¹の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)
環境物品等の調達推進を図るための方針作成と当該方針に基づく物品等の調達(第10条)

イ 公共サービス基本法(平成21年法律第40号)

公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずる努力義務(第11条)

ウ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達²の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)

- ・ 競争参加資格を定めるに当たり障害者の就業促進に必要な措置を講ずる努力義務(第4条)
- ・ 障害者就労施設等からの物品等の調達²の推進を図るための方針作成と当該方針に基づく物品等の調達(第9条)

エ 第3次男女共同参画基本計画に基づく各種取組の推進について(平成26年6月17日付け府共第401号内閣府男女共同参画局長通知)

公共工事及び物品の購入等の競争参加資格審査項目を設定する際、契約内容等に応じて、男女共同参画等を推進するための項目設定を検討

など

(2) 地方自治体における公契約による政策推進の拡大

ア 地方自治体における公契約を活用した取組事例

施策	自治体名
環境対策	宮城県、東京都、千代田区(東京都)
雇用機会の均等、 高齢者雇用・障 害者雇用等	神奈川県、岐阜県、千代田区(東京都)
男女共同参画社 会の実現	宮城県、千代田区(東京都)、福間町(福 岡県)
災害対策	神奈川県、富山県、鳥取県、横浜市(神奈 川県)、横須賀市(神奈川県)
地元企業の下請 義務付け	埼玉県、鳥取県、仙台市(宮城県)

(出典) 碓井光明『公共契約法精義』(信山社,2005年)

イ 全国の地方自治体における公契約条例の制定

市区 (17市区)	野田市(H22.2.1)、川崎市(H23.4.1)、 相模原市(H24.4.1)、多摩市(H24.4.1)、 高知市(H24.4.1)、国分寺市(H24.12.1)、 渋谷区(H25.1.1)、厚木市(H24.4.1)、 前橋市(H25.10.1)、直方市(H25.12.20)、 足立区(H26.4.1)、秋田市(H26.4.1)、 三木市(H26.7.1)、千代田区(H26.10.1)、 世田谷区(H27.4.1)、加西市(H27.4.1)、 我孫子市(H27.10.1)
県 (3県)	長野県(H26.4.1)、奈良県(H27.4.1)、 岐阜県(H27.4.1)

※ () 内は、施行期日

4 条例制定までの経緯

(1) 県議会における請願採択（平成24年9月議会、2件採択）

- 「岩手県公契約条例早期制定に向けての請願」（日本労働組合総連合会 岩手県連合会）

【請願要旨】

良質な公共サービスの安定的供給と、その事業に従事する者の労働条件の改善、並びに職場の安全を確保するとともに、事業の質を向上させ、地域経済の健全な発展を図り、県民生活の向上と福祉の増進に寄与することを目的に、岩手県公契約条例を早期に制定することを請願する。

- 「公契約条例の早期制定を求める請願」（岩手県労働組合連合会）

【請願要旨】

岩手県が発注する工事又は製造その他請負契約など、いわゆる公契約に係る業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保することにより、公契約に係る事業の質の向上を図り、もって県民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するために、岩手県として早期に公契約条例を制定するよう請願する。

(2) 条例制定までの経緯

年度	経緯
H24	<ul style="list-style-type: none">・ 県議会における請願採択（10月）
H25	<ul style="list-style-type: none">・ 県庁部局横断的検討チームによる検討・報告書・ 先進自治体訪問調査の実施・ 関係団体からの意見聴取
H26	<ul style="list-style-type: none">・ 商工・労働関係団体からの意見聴取（4～12月）・ 有識者への相談（5月）・ 先進自治体訪問調査（7～8月）・ 雇用・労働フォーラムの開催（8月）・ 条例案に関するパブリックコメント（11月～12月）・ 県議会で条例案可決・成立（3月）・ 条例公布（3月27日）
H27	<ul style="list-style-type: none">・ 条例の一部（契約審議会関係部分等）先行施行（4月）

Ⅱ 条例の概要

○施行期日

- 1 平成27年4月1日から、一部先行施行（第1条～第3条、第9条～第16条）
 - 2 平成28年4月1日から施行（第4条～第7条）
 - 3 平成29年4月1日までに規則で定める日から、一部施行（第8条）
-
- 1 平成27年4月1日施行（第1条～第3条、第9条～第16条）

第1条 目的

県契約に関し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めることにより、県契約を通じた**適正な労働条件の確保**並びに**事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興**及び**社会的な価値の向上に資する取組の促進**を図り、もって県民福祉の増進に資することを目的とする。

第2条 定義

- (1) **県契約** 県が発注する工事請負契約、業務委託契約、役務提供契約及び物品購入契約並びに公の施設の指定管理協定
- (2) **特定県契約** 県契約のうち、第8条の規定の適用を受けるものとして規則で定める種類及び金額の要件に該当するもの
- (3) **受注者** 県と県契約を締結した者
- (4) **特定受注者** 県と特定県契約を締結した者
- (5) **下請負者等** 次のア又はイに掲げる者
 - ア 下請、再委託その他いかなる名義をもってするかを問わず、受注者その他の県以外の者から県契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者
 - イ 労働者派遣事業を行う者であって、自己の雇用する労働者を受注者又はアに掲げる者のために県契約に係る業務に従事させるもの

第3条 基本理念

1 県契約は、次に掲げる事項が確保されたものでなければならない。

(1) 契約の性質又は目的に応じた**契約の過程**及び**内容の透明性**並びに**競争の公正性**

(2) **経済性に配慮**された上で、契約の性質又は目的に応じ、**適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止**が図られていること、**価格以外の多様な要素をも考慮**されていること等により、**総合的に優れた内容**となっていること。

(3) 県契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件

2 県契約は、契約の性質又は目的に応じ、**事業者の次に掲げる取組に配慮**されたものでなければならない。

(1) 地域における雇用の確保、中小企業者であって県内に事務所又は事業所を有するものの受注の機会の確保、県産品の利用の促進、事業者の有する専門的な技術又は伝統的な技能の承継その他の**持続可能で活力ある地域経済の振興に資する取組**

(2) 障がい者その他の就業に関する支援を必要とする者の雇用の促進に資する取組、県民の安全で安心な生活に資する活動、環境に配慮した事業活動、男女共同参画の推進に配慮した事業活動その他の**社会的な価値の向上に資する取組**

第9条～第16条 契約審議会

【設置目的】(第9条)

適切な県契約の締結及び履行の確保並びに県契約を通じた適正な労働条件の確保並びに事業者が行う持続可能で活力ある地域経済の振興及び社会的な価値の向上に資する取組の促進を図るための施策に関する重要事項を調査審議すること

【組織】(第11条、第12条)

- (1) 委員7名以内をもって組織
- (2) 学識経験者のうちから知事が任命
- (3) 任期 3年
- (4) 会長:委員の互選。会務を総理し、会議の議長

【会議】(第13条～第16条)

- (1) 審議会は、知事が招集
- (2) 委員の半数以上の出席で開催、出席委員の過半数で議事を決定
- (3) 必要に応じ、専門的知識を有する者を意見を聴取

2 平成28年4月1日施行(第4条～第7条)

(1) 県の責務及び

基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等

第4条 県の責務

県は、第3条に定める**基本理念にのっとり**、
この**条例の目的を達成するための総合的な施策を推進**するものとする。

第6条 基本理念の実現を図るための取組の取りまとめ等

県は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる取組を取りまとめ、その結果を、契約の性質又は目的に応じ、県契約の締結又は履行に際して適切に反映させるものとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事項を確保するために必要な**県の取組**
- (2) 第3条第2項各号に掲げる**事業者の取組**(事業者における当該取組の実施の状況について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項、第167条の5の2又は第167条の11第2項に規定する入札に参加する者に必要な資格の要件とすることができるもの、同令第167条の10の2第3項に規定する基準として設定することができるものその他**規則**で定めるものに限る。)を促進するための**県の取組**

【本県の取組の現在の例】

- (1) 入札結果等の公開、県営建設工事の予定価格の事前公表・低入札価格調査制度
- (2) 建設工事の総合評価落札方式、条件付き一般競争入札における県内居住者の新規雇用の加点評価、県営建設工事競争入札参加資格審査における「いわて地球環境にやさしい事業所認定取得」の加点評価

【長野県の例】

長野県の契約に関する取組方針

凡例	<input type="checkbox"/> 既に実施している取組	取組番号
	<input type="radio"/> 今後、検討を進める取組	

長野県の契約に関する条例（平成26年長野県条例第17号）第6条第1項の規定により、第3条の基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針（取組方針）を、次のとおり定める。

なお、各取組の具体的な内容は、この取組方針に沿って要綱・要領などで所管課が定めるものとする。

基本
理念 1

契約の適正化

県の契約について、次の事項が実施され、その適正化が図られることにより、地域経済の健全な発展に資することを目指す。

- ① 契約の過程及び内容の透明性の確保
- ② 競争の公正性の確保
- ③ 談合その他の不正行為の排除の徹底

1-1 契約の過程及び内容の透明性の確保

【長野県の例】

4-1 県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること

- 71 建設工事において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の労働安全衛生マネジメントシステムの認証取得等の取組を評価する。【参加資格】
- 72 建設工事等において、建設業退職金共済制度への加入など、事業者の労働福祉への取組を評価する総合評価落札方式を実施する。【入札方式】
- 73 県の契約において、社会保険に加入していることを入札参加資格の付与要件とする。(加入義務のない者は除く。森林整備業務において実施済み)【参加資格】
- 74 建設工事、製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の障がい者雇用、仕事と子育ての両立支援などの多様な労働環境の整備への取組を評価する項目の追加を検討する。(建設工事において一部実施済み)【参加資格】

(2) 受注者及び下請負者等の責務等

第5条 受注者及び下請負者等の責務

受注者及び下請負者等は、基本理念の実現に重要な役割を担っていることを認識し、県契約を適切に履行するものとする。

第7条 受注者及び下請負者等の法令遵守

受注者及び下請負者等は、県契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 最低賃金法に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、**最低賃金額**(減額の特例の適用を受ける労働者については、減額して適用される額)以上の賃金の支払をすること。
- (2) **健康保険の被保険者の資格の取得に係る届出**をすること。
- (3) **厚生年金保険の被保険者の資格の取得に係る届出**をすること。
- (4) **国民健康保険及び国民年金の被保険者の資格の取得に係る届出**(規則で定める者に係るものに限る。)をすること。
- (5) **労働保険の保険関係の成立に係る届出**(労働者災害補償保険法の規定に係るものに限る。)をすること。
- (6) 雇用する労働者が**雇用保険の適用事業の被保険者**となったことの届出をすること。

3 平成29年4月1日までに施行(第8条)

第8条 特定県契約に係る措置

知事及び公営企業の管理者は、

- (1) 法令遵守の状況について、
規則で定めるところにより、
特定受注者に対し、報告を求めることができる。
- (2) この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、
特定受注者について調査を行うことができる。

※ 見直し規定(附則)

知事は、この条例の施行後3年(平成30年度末)を目途として、
社会経済情勢の変化等を勘案しつつ、
この条例の施行の状況について検討を加え、
その結果に基づいて必要な措置を講ずる。